

昭和41年横審第22号
機船第三永盛丸遭難事件

言渡年月日 昭和42年3月30日

審判庁 横浜地方海難審判庁（小松孝、鹿島寅三、太田垣虔甫、参審員生野熊一、依田啓二）

理事官 中島幸松、鈴木正雄

損 害

海水船内に打込み沈没、乗組員中2名を除き船長以下32名行方不明

原 因

異常な海象・気象

主 文

本件遭難は、台風第29号の予測困難な異常の発達による希有の荒天に遭遇したことに因って発生したものである。

理 由

（事実）

船 種 船 名 機船第三永盛丸

総 ト ン 数 159トン

指定海難関係人 A

職 名 甲板員

海 技 免 状 ない

事件発生の年月日時刻及び場所

昭和40年10月7日午前5時5分ごろ

マリアナ諸島アグリガン島付近

本船は、鋼製漁船でかつを、さおづり漁業に従事する目的をもって船長B（乙種一等航海士免状受有）以下35名が乗り組み、重油60トン、清水14トン、氷33トン、食糧1箇月分その他を載せ、船首0.81メートル船尾2.77メートルの喫水で昭和40年9月26日午前8時戸田を發し、マリアナ諸島付近の漁場に向かった。こえて30日午後3時30分台風第28号を避けるため父島に寄せ、翌10月3日午後11時45分同地を發して機関を1時間10海里ばかりの全速力にかけ続航し、魚群をさがしながら南下中、東カロリン諸島北方海上にあった熱帯低気圧が発達して台風第29号となり、翌4日午後7時「気象庁から午後3時台風第29号が中心示度996ミリバールで北緯12.7度東経150.4度の地点にあって西に10ノットで進行中」と強風警報が発表されたが、本船は、北緯23度東

経142度付近にあり、マリアナ諸島付近に向かって探魚を続けた。翌5日午前7時までの気象庁の警報では、同台風はほぼ北緯13度の緯度線を西進中であつたが、同日午後1時の強風警報は、台風が同日午前9時北緯13.9度東経148.8度の地点にあり、予想進路は西北西でアナタハン島とグアム島間を通過すると、また、同日午後7時には午後3時の台風の中心位置が北緯14.7度東経147.5度と発表された。翌6日午前1時気象庁から5日午後9時の台風の中心示度が996ミリバールで北緯16.2度東経148度の地点にあり、北北西に10ノットで進行中で、6日午後9時には、アグリガン島付近と同島東北東方約150海里の地点間を通過する、最大風速45ノット、半径200海里以内は風速30ノット以上である旨の強風警報が発表され、予想に反し、台風の位置が北北東方に寄っており、今後の予想進路もいままでのものと著しく異なり、やがて北に進行し、アグリガン島の東方を離れて通過するかも知れない状況にあり、同日午前7時発表の強風警報によれば、台風が午前3時に北緯16.4度東経147.2度の地点にあつて北西に10ノットで進行中で明午前3時にアツソングソンの東北東方約100海里の地点と同島の西南西方約100海里の地点とを結ぶ線に達する旨が報ぜられ、これによると午後8時ごろアグリガン島の東西各100海里以内を通過することとなるが、5日午後9時及び6日午前3時の中心位置を比較すると台風はほぼ西微北に進行したことになり、アグリガン島に近づかないようでもありまた、同台風より中心示度のはるかに低い台風第28号を多数の船舶が同島付近で避け得た例があつたうえ、僚船もすでに同島に避泊しておつたので、6日午前7時B船長は、アグリガン島の北方12海里ばかりのところまでC漁業協同組合あて同島に避泊する旨を打電してこれに向かい、同9時ごろ同島南西岸沖にいたり漂泊した。そのころ付近には他船数隻が漂泊しており、天候は曇で北東の和風が吹いていた。その後、同台風は北西に進行し、同日正午アグリガン島付近では北東の雄風となり、気圧1,000ミリバールを示し、同日午後1時気象庁から「午前9時台風が中心示度990ミリバールで北緯16.9度東経146.7度の地点にあつて北西に10ノットで進行中、最大風速60ノット」と暴風警報が発表され、アグリガン島の西方4、50海里を通過する様相となつたが、もはや風浪をおかしてその中心から遠ざかることは困難であり、機関室天窓、通風筒、甲板室出入口を閉鎖し、甲板上の移動物を固縛して荒天準備を行ない、海錨を使用することなく、船首を風向に立てて漂ちゆうした。その後、台風は、予想に反し、午後3時まで西進し、北緯16.9度東経145.8度の地点に達して北に進行しはじめ、中心示度は急速に下降して翌7日午前3時914ミリバールとなり、アグリガン島の南方10キロメートルのところまで達し、本船付近では、北東の全強風となつてなおも増勢しつづけ、同時40分台風は、アグリガン島付近を通過した。同時30分ごろ自室で睡眠中の指定海難関係人Aは、天井の給気口から海水が吹き出したので目覚め、急ぎ昇橋したところ、B船長が船首を風に立てて操船中であつた。その後、風は一段と強まってレーダのスカナーの回転がとまり、船首が急に風下に落されて左転し、右舵をとり、機関を全速力前進にかけ、風に立てようとしているうち、同5時3分ごろ船首が北西方を向き、強烈な風浪を右舷側から受け、大量の海水が船内に打ち込み、船体は左舷側に大傾斜して復原せず、次第に沈下しはじめ、危険となり、B船長は緊急信号を発するとともに乗組員全員にゴムボートで退船するよう命じ、救難信号を発する暇なく、同時5分本船は、アグリガン島のほぼ南南西（磁針方位）1海里2分の1ばかりのところにおいて横転沈没し、乗組全員は海中に投げ出された。当時天候は雨で北東の颶風が吹き異常な大波が立ち、潮候はほぼ高潮時であつた。その後、漂流中のA指定海難関係人及び甲板員Dは、第二十二大鵬丸に、また、機関員Eは、第八貫徹丸にそれぞれ救助されたが、B船長以下32名は、多数の船舶及び航空機のほぼ一箇月間にわたる搜索

も効なく、行方不明となり、のち、死亡と認定された。

(原因判断)

本件遭難は、海難審判法第2条第1号及び第2号に該当し、第三永盛丸が、アナタハン島付近の海上を西進する模様の比較的勢力が弱かった台風第29号をアグリガン島の島陰で避泊中、同台風が同島に近づくにいたり、予想することが困難な異常の発達をして泊地に希有の荒天をもたらしたことに因って発生したものである。船長Bが、台風を避けるため、漂ちゅうする場合、海錨を使用して船首を風に立てて風浪を凌ぐことが望ましかった。

(法令の適用)

指定海難関係人Aの所為は、本件発生の原因とならない。

よって主文のとおり裁決する。